

2026年4月1日  
株式会社エスイーシー

## 育児・介護休業法に基づく情報公表について

育児・介護休業法に基づき、下記の通り情報公表します。

### 1. 男性労働者の育児休業等の取得割合(2025年4月1日～2026年3月31日)

男性労働者の育児休業等の取得割合 25%